

平成24年7月2日

「焼肉酒家えびす」で食中毒被害に遭われた皆様

訴状案送付のお知らせ

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町1-1

山城ビル6階 かつま法律事務所

専用ダイヤル 03-3295-2260

株式会社フーズ・フォーラス

代表者 清算人 大村 安孝

代理人 弁護士 小野 聡

先だってより送付のご希望を頂戴しておりました、株式会社大和屋商店ほかに対する裁判の訴状案を送付申し上げます。

当初のお約束の日程より、大幅に遅れてしまいましたことをまずはお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

遅くなりました理由は、当初予定しておりました法律関係および皆様の訴訟参加の手続きについて、監督員より修正の指示があり、その調整に時間が必要となってしまいましたためでございます。

具体的には、以下の2点です。

まず、当社の持つ大和屋商店に対する契約責任追求の権利を皆様へ譲渡する予定でありましたが、調整の結果、皆様の有する不法行為責任・PL法責任の追及に主張の構成を変更致しました。詳細は訴状をご覧ください。

また、皆様の訴訟参加の際の、貼付印紙につきまして当初は当社の貼付印紙を流用する予定でございましたが、法律上の利益が異なるため流用ができず、当社で印紙を用立てることができなくなりました。そこで、裁判所に対し訴訟救助を申し立てまして、国に対して立替をしてもらうように求めます。これが認められますと、勝訴した場合には、国は直接大和屋商店に対して印紙代の請求をしますので皆様の負担はないこととなります。しかし、裁判所の決定によりますので、必ず認められるものではございません。訴訟救助が認められなかった場合には、印紙代を自己負担して頂くこととなりますので、予めお含みおきの上参加をご検討下さい。

なお、訴訟救助の可否にかかわらず、参加される場合には裁判所へ切手代（郵券）が数千円程度、必ず予納しなければならないため、自己負担となりますのでご承知おき下さい。

具体的な参加の申込み方法等のご説明につきましては、平成24年7月中旬に当社より訴訟参加申込書とともに送付申し上げますので、参加申込書の返送〆切までに十分にご検討下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

上記を含めまして、今後のスケジュールは以下のとおり予定しております。

- | | |
|--------|------------------------|
| 7月中旬 | 訴訟参加申込書、参加方法説明書を当社より送付 |
| 7月末日 | 訴訟参加申込書返送〆切 |
| 8月10日頃 | 訴訟提起 |
| | 訴訟説明会（訴訟提起直後に） |

ご参加のご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

以上

<送付物内訳>

1. 訴状（案）
2. 富山県発表「富山県などで発生した焼肉チェーン店における食中毒について（中間報告）」
3. 読売新聞記事
4. （参考）Wikipedia ベロ毒素、血性尿毒症症候群